平成 29 年度 第 1 回長野市消費生活協議会 会議録

日 時 平成29年8月24日(木)午後2時~3時30分

場 所 長野市もんぜんぷら座 3階302会議室

出席者 委員11名(欠席 土屋 慶子 委員)、事務局6名

傍聴者 なし

- 1 開 会
- 2 委員の委嘱 任期 平成29年8月24日から平成31年8月23日
- 3 あいさつ 地域・市民生活部長 竹内 好春
- 4 自己紹介
- 5 正副会長選出 会長 増尾 均 委員 副会長 土屋 慶子 委員
- 6 協議事項
- (1) 平成28年度長野市消費者行政の概要について

(議長:会長)

協議事項(1)平成28年度長野市消費者行政の概要について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

-説明-(資料 消費者行政の概要 P7~P22)

(議長)

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。い かがでしょうか。

では、私のほうから一点、些細な質問なんですが、市民の方々から、法律相談を始めいろいろな相談が年を通じてどの月も頻繁にあるんですが、啓発活動の出前講座とかその他の講演などは、年度の後半のほうがだいぶ活発に行われているようです。特に出前講座を見ますと 10 月と2月に集中して行われているようですが、消費者問題は月に関わらずいろいろと起きている中で、こういった講座が前期にあまり行われていない何か事情があるとすれば教えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

出前講座につきましては、地元等からの要請によりまして私どもセンターの職員が現地へ行って講座を開催しております。8ページ、出前講座の実績を見ていただきたいんですけれども、10月以降、長野県高齢者生活協同組合さんが主催している会場へ頻繁に出かけております。というのは、県の高齢者生協さんからの申し込みが後半に多いものですから、このように下半期に集中している状況だということが言えます。それから、昨年度この協議会で委員さんのほうから、啓発などに関して、もう少し老人クラブさんを巻き込んで進めていったほうがいいんじゃないかというご意見をいただきまして、昨年の秋に、市の老人クラブ連合会の事務局に出前講座のチラシを持っていきまして、市内の老人クラブに配布していただきました。そうしたところ、後半へ行きまして各地区の老人クラブさんから申し込みをいただきました。もう少し前半のほうにも申し込んでいただければ、バランスが取れ

ていい状況になるかと思いますが、またPRに努めていきたいと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。他に皆さまのほうからご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

12ページの下のところですけれども、東京都から4件とか香川県から1件とありますが、これは、長野の人と東京の人との間でトラブルがあって相談があったというような、長野が関係しているんでしょうか。

(事務局)

長野市に関係がある相談もあります。例えば、長野市で買ったお土産の苦情ですとか、お子さんが 長野に住んでいるから長野市のセンターにかけてきたというのもあります。あとは、まったく関係な く、長野市のセンターが良さそうだからかけてきたというのもあります。基本は地元の消費生活セン ターへ相談いただくことになっております。

(議長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

10ページに戻るんですが、4番の住民自治協議会で消費生活講演会が結構行われているんですが、これもやはり住民自治協議会の事務局といいますか、そちらのほうへ講演会がありますよっていうようなご案内が行ってるわけですか。

(事務局)

これは、6月に支所長会を通じまして各地区へ周知して、申し込みを取りまとめております。

(議長)

他にどうでしょうか。

(委員)

12ページの「苦情」と「問合せ・要望」とは、具体的にはどういう違いがあるんでしょうか。

(事務局)

基本的に消費生活相談、センターで受ける相談というのは、消費者からの事業者に対する苦情を受けています。といいますのは、消費者というのは事業者に対して非常に弱い立場で、知識もないし交渉能力もない、そういうところに消費生活センターが間に入って仲介するということをやっております。「苦情」というのはそのまま苦情なんですが、「問合せ」というのは、例を申し上げますと、契約トラブルとかそういうものではなくて「食パン等に記載されている消費期限と賞味期限はどう違うのか教えてほしい」とか「自宅に不用品回収をするという会社から電話があって明日訪問してくるというが、その会社は本当に存在しているのか教えてほしい」、「隣の住人の喘息がひどくて熟睡できないが、どこに相談したらいいいのか」とか、そういうものが「問合せ」となります。

(委員)

わかりました。どうもありがとうございます。

(議長)

さて、他にいかがでしょうか。よろしいですかね。

(委員)

会議の趣旨とは違うのかもしれませんが、私も民生委員をやっていて、他の民生委員から相談があ

って対応をどうしたらいいかというのがあります。それはアパートの問題ですけども、長野市はアパートが非常に多いし何十年も前に造った古いアパートも多いと思うんですが、隣の人の生活の音、洗濯機などの生活の音がうるさくて大変だという相談が多いんです。たまたま私も安茂里で会長をやっている関係でいろいろな投書も来るし、市会議員さんがオーナーになっているアパートもあるということで、区長に話しても個人のトラブルだから対応できないと。市役所のどこへ電話したか分からないんですが、それは個人の問題だから弁護士へ話せとかっていう。結局は壁を厚くすればいいような気もするんだけども、壁を厚くする以前に人間関係が悪いのかもしれないし。消費生活センターが絡むのか、民生委員が絡むのか、区長がやるのか、みんな絡まないような感じもするんですが、そういう相談が頻繁にあって、どうしたものかと今悩んでいるんですけど、皆さんのほうでいい知恵があったら、ここへ話を持っていけっていう場所を一つ教えてもらえば、一気に解決するような気がするんですがお願いしたいと思います。

(事務局)

はい、私もこの4月から相談員の相談内容等を確認させていただく中で、そういうケースがありました。基本的には、その問題の大きさにもよるんですけど、お話を聞く中で法律相談をご紹介して、とりあえず冷静に考えをまとめていただくというような形で相談員は方向性を示させていただいております。私どものほうへ苦情、お問合せという形でいただいているんですけれども、直接は踏み込めないので、市民相談がありますので、基本的にはそちらを紹介するという形をとっているという記録が残っております。以上です。

(議長)

なかなか今の問題、難しい問題かと思います。他にどうでしょうか。それでは次に進めさせていた だきたいと思います。

(2) 長野市消費者施策推進計画について

(議長)

続きまして、協議事項の(2)長野市消費者施策推進計画について、事務局から説明をお願いしたい と思います。

(事務局)

それでは、推進計画の冊子をご覧ください。この計画につきましては、内容について本協議会でご協議いただき、昨年度末に策定いたしました。今回、新たな委員構成での第1回目の協議会ですので、 内容について簡単にご説明させていただきます。

この計画につきましては、市が幅広く取り組んでいる消費者関連施策について、主な関係課 11 課で実施している施策・事業を集約し、まとめたものとなっております。まず1ページをご覧ください。本計画の趣旨としましては、消費者教育の推進に関する法律に基づき、国の基本方針及び県が策定しました長野県消費生活基本計画(長野県消費者教育推進計画)を踏まえ、市が実施するさまざまな消費者施策を体系的に整理するとともに、計画的な推進を図り、市民の消費生活の安定と向上を目指すため策定したものです。計画の位置づけとしましては、県の計画の基本理念や施策推進の基本方針等を共有することとし、第五次長野市総合計画の個別計画として位置づけております。計画の期間は、本年度から平成 33 年度までの 5 か年でございます。

続いて、2ページ、3ページは、県の計画の概要を載せてございます。3ページ下段には県の目標として、最重点目標以下、4つの重点目標が掲げてございます。市では、これら県の目標を踏まえて市の重点目標を設定してございます。

4ページからは、第2章として「市民を取り巻く社会の状況」を記載してございます。1では「商品・サービスへの不安」、2では「環境問題の深刻化」、3では「少子高齢化の進展」による高齢者をターゲットとした特殊詐欺の増加、4では「高度情報化・グローバル化の進展」ということで、国内外でのインターネットによる通販トラブルの増加について記載してございます。

7ページからの第3章では「施策の展開と具体的事業」ということで、「市民の安全・安心」、「特殊詐欺等の被害防止」、「消費者教育の充実」、「市民意見の反映」、「相談窓口の強化」という5つの政策に、市の各課で実施しています51の具体的な事業を位置づけております。

19 ページからは、第4章として市の重点目標を5つ掲載してございます。先ほどご説明しましたが、市の目標につきましては、県の重点目標を踏まえて設定してございます。まず、重点目標1は「本市における特殊詐欺被害認知件数の半減を目指します」というものです。これは、県の最重点目標となっているものです。目標値の基準は、平成27年の特殊詐欺被害認知件数54件で、平成33年にはおよそ半数の25件を目指すものです。続く重点目標の2ですが、「通信販売(インターネット等)に関する被害認知件数の半減を目指します」です。これは市独自の目標でございます。平成27年度の認知件数が99件ありまして、その半減、50件を目指すものです。これら重点目標1と2は、第五次長野市総合計画(前期基本計画)の指標となっております。

20ページをご覧ください。重点目標3ですが、「高齢者等の見守りネットワークを構築します」。これは県の重点目標1になっているものでございます。このネットワークにつきましては、市の福祉部局や警察と協議し、今年度中に形を作りたいと考えております。

21 ページの重点目標 4 「長野市くらしの安心サポーターの登録 30 人を目指します」。27 年度末現在の登録者 22 人を 30 人まで増やす目標です。最後の重点目標 5 は、「消費生活センターの出前講座年間 30 回開催を目指します」。今年度は今日現在まで 10 回開催しておりまして、年度末までに開催回数を増やしていきたいと考えております。

お手元の一枚もののグラフの資料をご覧ください。長野市内の特殊詐欺被害認知件数と通信販売の被害認知件数の推移です。計画書にも 27 年までの実績のグラフがありますが、そこに 28 年の数値を加えたものでございます。特殊詐欺被害は 28 年に 5 件減少しておりますが、通信販売のほうは 8 件増加した結果となっております。増加の原因としましては、健康食品などの定期購入のトラブルが増加したことによるものです。内容につきましては、健康食品や化粧品を 1 回限りと思い購入したところ、自動的に定期購入の契約になっており、 2 回目以降から高額な請求が届いたというものです。消費生活センターとしましては、消費者がこのような被害に遭わないよう啓発に努めていくものでございます。

また、具体的事業の取組事例を紹介しますと、計画書の 10 ページ、一番上に生活環境課の事業で「家庭ごみの発生抑制に関する啓発チラシの配布」の事業内容は「生活環境課や消費生活センターが実施する事業に併せて、家庭ごみの発生抑制に関するチラシを配布し啓発していきます」とございます。その3つ下の「食品ロス削減の推進」では、「生活環境課や消費生活センターが実施する事業で、食品ロス削減に関するチラシを配布するほか、各種団体へ食品ロス削減の協力を依頼します」とあります。皆さんのお手元に「ながのゴミ通信、さんまる・いちまる運動を推進しています」と「食品ロ

スの削減・生ごみの減量にむけて」というチラシをお配りしてございますが、このようなチラシを、環境部との連携事業として消費生活センターの出前講座でも配布し、内容を市民の皆さんに紹介するということを本年度より始めておりますのでよろしくお願いいたします。計画についての説明は以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。それでは、今の説明につきまして質問等ございましたらお願いしたいと 思います。いかがでしょうか。

では、一点だけ教えていただきたいんですが、特殊詐欺の被害がなかなか減らないんですけれども、 告知もやり、講演とかもいろんなとこで散々やっているので多くの方はご存知だと思うんですが、減 っていかない事情というものをセンターでつかんでいれば教えていただきたいと思うんですがいか がでしょう。

(事務局)

はい、特殊詐欺の手口は日々新しくなっておりまして、こちらが啓発して市民に周知した手口、それをまた改良して新たに別の手口にしていくというのも理由にあると思いますし、皆さん、「私は大丈夫」と思っている方がいらっしゃる。県警の被害に遭われた方へのアンケート調査では、8割ぐらいの人でしたか「私は絶対に引っかからないと思ってた」という、そういう意識調査の結果もありまして、やはり消費者自身が他人事に感じている部分がまだまだあるのかなという気はしております。県の課長さん、その辺はどうでしょうか。

(委員)

県の計画で、特殊詐欺については、平成25年に195件だったものを半分に減らすということで90件を目標にしているんですけど、昨年は215件ということで、当初目標から減らすどころか逆に増えてしまっている状況なんです。これは何が原因かと申しますと、私どもの審議会でもよく言うんですけれども、相手がプロだからです。私たちが一生懸命練習したとしても草野球みたいなイメージなんですけれど、犯人グループは本当に毎日それだけしかやってないわけですから。プロを相手にして素人がまともな試合ができるのか、みたいな感じなものですから、電話がかかってきたときには本当に心していないと。消費者関係団体の役員の方でさえ途中まで騙されかけたというくらいでして、一生懸命啓発をしていても、相手がプロだという認識でやっていかないと騙される。他人事じゃないということで県でもそういったキャンペーンをやっていますが、本当に自分のことだと思って考えてと、遠くにいる若い人にも呼び掛けています。自分の親、それから祖父とか祖母を守るのは自分だよということで、一生懸命啓発をしているという状況でございます。

(議長)

ありがとうございます。私も大学で特殊詐欺じゃないんですが、インターネット等の被害の相談が 結構学生から来るんですね。授業でも教えてるし、いろいろと相談にも乗っているけど減らない。何 で減らないのかなと思っていましたが、この特殊詐欺の状況を見てると同じだなと思いながら聞かせ ていただきました。他にご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

13ページなんですが、「消費者教育の充実」というところで「(1)学校における教育の充実」、これは具体的に小学校とか中学校、高校でどのような形で生徒たちに教育といいますか、喚起するようなことをやっているんでしょうか。具体的にありましたら教えてください。

(事務局)

これは、学校教育課が担当している事業ですので、具体的には私どものほうでは把握しておりませんが、ちょうど三本柳小学校の校長先生がいらっしゃるので、小学校教育に関して教えていただければと思います。

(委員)

ほぼ長野市、長野県内の小学校がそうだと思うんですけれども、やはり情報モラル教育の重要さが 年々増してきて、例えば10年、20年前に比べると、もう小学校の一年生から外部講師の方、今日ド コモさんもいらっしゃいますが、携帯電話の会社の方、それから専門家の方々に来ていただいて、イ ンターネットの正しい使い方とか、そういうことを含めて授業の中でやっているところです。それで、 被害者にならないということもあるんですけども、よく考えると加害者の人も、小学校や中学校で勉 強してきた私たちの子どもたちなんですよね。特にインターネットの場合、詐欺とかそういうことは 別にして、やはり相手を中傷するとか、そういうことになれば誰でも加害者になる可能性はあると。 そういうことから、本当に他人の立場に立って考えるという、道徳とか人権とか、そういったものと 併せてインターネットの教育をしていく中で、相手を大事にするということが被害者にもならないけ ど加害者にもならない。加害者にならない教育ってなかなかこういうところに表しづらいんですけど、 やはり特に小学校なんかの場合は、そういう意識を持ってやっていかなければいけないなと思ってお ります。今度、道徳が教科化になるんですけども、よく「コミュニケーション能力が大事」だと言う けれど、よく考えたら一番コミュニケーション能力、にせ物のコミュニケーション能力だけど詐欺師 が一番高いわけでしょ。全然関係ない人と嘘の人間関係を作っちゃうわけですから。だから、本当に 口ばっかり上手なそういう子ども、人間を育てるんじゃなくて、本当に相手の思いを考えられるよう 育てる、その上でのコミュニケーション能力だなと、そんなことを先生たちと話しているところです。

(議長)

ついでで申し訳ないんですが、うちの大学で教員の免許講習というのをやっております。小中高の 先生方、何年かに一遍免許更新しなければいけないというのがありまして、私が講師で駆り出されて います。そのお題で消費者問題をやっておりますが、数年前までですと悪徳商法とかそういった話で 小中学校の先生からたくさん質問が来たんですが、ここ1、2年はだいぶその方面の教育が進んでる みたいで、だんだんなくなってきました。今ブームは、なぜか著作権のほうで、「ドリルをコピーし て使っていいか」から始まっていろいろ多岐に渡っております。ここに書いてあるようなネット関係 とか悪徳商法関係など、そういったものは学校教育課さんのほうでやっているんですかね。結構進ん でいるなという印象を持っております。

さて、他にいかがでしょうか。

(委員)

教育の話が出ましたんで、これはあくまで要望なんですけれども、学校教育課さんのほうへ伝えていただきたいんですが、県で講師を派遣する事業をやっています。費用は私どもが持ちますんで、それぞれの小学校、中学校のほうへ、高校もそうですけど、専門の講師を派遣する事業を県でやっておりますので、ぜひ活用していただければありがたいです。

(議長)

ありがとうございます。さて、どうでしょうか、質問等ございますでしょうか。 それでは次に進ませていただきたいと思います。

(3) 消費生活センター相談業務の広域連携について

(議長)

続きまして、協議事項の(3)消費生活センター相談業務の広域連携について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

資料「消費生活センターの広域連携について」をご覧ください。

消費生活センターで行っている消費生活相談業務については、来年の1月から、高山村、信濃町、小川村及び飯綱町と広域連携を開始いたします。この広域連携については、昨年度のこの協議会においてもご説明させていただいております。今回ご提示させていただく資料は、その後、広域連携する各町村と協議した結果を踏まえて修正しておりますが、昨年度提示させていただいた資料と概ね同じものでございます。今回、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、改めて一通りご説明させていただきたいと思います。なお、この広域連携につきましては、先ほどご説明させていただきました消費者施策推進計画にも位置づけられておりまして、これに基づき実施について検討してきたものでございます。

それでは、お手元の資料をご覧ください。1枚目の下の2のところです。「連携が必要となる背景」としまして、高齢者等の消費者被害の深刻化など、消費者の安全・安心をめぐる課題解決に向けて、どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう地方消費者行政の体制整備が求められている、という前提がございます。①でございますが、平成28年4月1日施行の改正消費者安全法によりまして、「市町村は、有資格の消費生活相談員を置く消費生活センターを設置し、苦情相談等の事務を行うよう努める」こととなりました。県におきましては、「単独の市町村において事務の実施が困難な場合、市町村間の共同処理や事務委託の調整を行うことができる」こととされ、次の②でございますが、県から市町村あてに、市町村又は広域連携による消費生活センターの設置促進について依頼がなされました。これを受け③でございますが、信濃町、飯綱町及び小川村から、本市との連携による共同処理の要望を昨年度いただいたという経緯がございます。

次のページをご覧ください。3の「検討の経過」でございますが、平成28年7月に3町村から長野地域連携中枢都市圏連携事業による消費生活センターの共同設置の要望がございました。センターの単独設置が困難な理由としまして、消費生活相談件数が単独設置するほど多くないということ、また、設置要件のハードルが高い、相談員を確保し週4日以上開設する必要がある、そういったことから要望があったということでございます。

その下の4の表「圏域内の市町村の状況」をご覧ください。平成25年度から27年度の消費生活相談苦情の年平均件数でございます。今回連携する町村で受けている年間の件数は、すべて1桁で、県の消費生活センターで受けている件数と合わせても数十件という状況でございます。一番下の※の部分でございますが、県の消費生活センターでは、主として市町村の区域を越えた広域的な見地、あるいは専門的な知識、技術を要する苦情相談等に当たっているという役割分担がございます。

もう一度、上の3の「検討の経過」にお戻りください。10月に長野地域連携中枢都市圏の各市町村にこの連携事業の参加の意向を確認し、2回の参加希望市町村担当者会議を経まして、最終的に高山村、信濃町、小川村、飯綱町と連携していくことが決定されたものでございます。今年の1月に開催

した本協議会では、この広域連携事業についてご説明を申し上げまして、2月の市の部長会議での決定や市議会への説明、長野地域連携推進協議会の承認等を経て、4月にこの消費生活相談業務広域連携事業を追加しました「長野地域スクラムビジョン」というものが改定されたというところであります。5月には、連携町村の新たな担当者も交えて会議を開催し、この8月上旬には協定書(案)について協議をいたしております。今後の予定としましては、10月に5市町村での協定書を締結し、4町村での住民周知を経て、来年1月には連携を開始する予定でおります。

なお、この連携中枢都市圏事業でございますが、これは、人口減少・少子高齢社会にあっても、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、中核市等を拠点都市としまして、周辺市町村と連携協定を結んで、コンパクト化とネットワーク化により地域活性化などに取り組む総務省の制度でございます。長野地域につきましては、4の「圏域内の市町村の状況」に記載の市町村で構成されているということになります。

続きまして次のページをご覧いただきたいと思います。上段の5「広域連携の導入」でありますが、 先ほど申し上げましたように、平成30年1月に連携中枢都市圏事業による消費生活センターの広域 連携を開始いたします。連携のメリットとしまして、単独で相談員の配置や消費生活センターを設置 することが困難な町村の住民も、専門の相談員による相談を受けることができる。二つ目としまして、 連携市町村でセンター設備や相談員を共有することで、それぞれが負担するコストの軽減が期待でき るほか、連携に伴い増加する費用負担について県の補助金が見込めること。そして、連携中枢都市圏 事業とすることで、圏域内の住民の安心安全な消費生活が確保でき、地域の人口減少対策にも貢献し 得る。また、国の交付税措置があるということが挙げられます。具体的に連携の方式等でございますが、連携方式は、長野市消費生活センターへの中心市集約方式ということになります。ただし、連携 町村側にも相談窓口は残す形となります。連携業務の範囲でございますが、消費生活相談と弁護士相 談等の市民相談、この二つの相談業務になります。また、連携町村には経費を負担いただきますが、 その割合は、人口割で負担していただくこととするものでございます。

下の6に「連携のイメージ」を掲載してございます。中心市である長野市の消費生活センターに、高度な相談案件などを集約して対応していく。4町村には、現在、相談窓口があり担当職員が対応されているわけですが、その窓口はそのまま残して、簡単な相談には対応していただく。対応が困難な相談については、中心市である長野市の消費生活センターと協力して対応していく。このような方式で来年1月からは行っていくこととなります。

次の7をご覧ください。「概算費用及び負担金の試算」です。今年の5月の担当者会議で提示させていただいた資料になりますが、負担金の対象経費とそれに係る連携市町村の負担額がどの程度になるか、お示しした表になります。左側の「対象経費」でございますが、今年度の予算ベースの金額となります。今回広域連携する業務の1つである消費生活相談については、相談員3人の人件費として767万6千円、電話料として26万円の計793万6千円、もう一つの法律相談等の市民相談につきましては、弁護士等への報酬などの報償費として373万1千円、需用費等として15万8千円の計388万9千円で、二つの事業合わせて1,182万5千円、これが対象経費となります。

この経費を人口割で按分して負担していただきますが、それが右側の「連携市町村負担額」の表になります。今年の4月1日現在の県公表の人口により按分しまして、年間の負担額をお示しさせていただいております。それが、この表の右側から二つ目の欄、①+②の金額になります。ただ今年度につきましては、1月から3月の3か月になりますので、見込みの負担額は、表の一番右側の欄の金額

になります。高山村5万円、信濃町6万円、小川村1万8千円、飯綱町7万9千円の見込みでございますが、これはあくまで見込みで、来年になってから実際にかかった経費を按分して負担いただくことになります。

なお、連携町村の負担金については、県の補助金が見込まれます。それら財政措置を示したものが下の8になります。ここの詳しい説明は省略させていただきますが、平成29年度中の事業着手により、その後7年間、連携町村には、消費生活相談員の人件費相当の負担金について県の補助金が充てられます。そのほか、中心市である長野市には、特別交付税が充当されるということになります。

以上でございますが、このような方式で来年1月から、高山村、信濃町、小川村、飯綱町と長野市 による消費生活センターの広域連携が開始されますのでよろしくお願いいたします。説明は以上でご ざいます。

(議長)

ただいまの説明にご質問等ございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。それでは進行させていただきます。

(4) その他

(議長)

協議事項(4)その他について、事務局のほうからお願いいたします。

(事務局)

お手元に黄色いチラシをお配りしてございますが、本年度の生活知識講座のご案内です。9月29日に、トイーゴウェストの生涯学習センターで「お墓とエンディングノート、終活を楽しむ3つの秘訣」と題した講座を開催します。電話での事前申し込みが必要となりますが、委員の皆さまもご都合がつきましたら聴講いただければと思います。

また、次回の協議会の日程ですが、来年1月以降に開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

ただいま事務局から次回の開催予定について説明がありましたが、今の説明のとおりでよろしいで しょうか。それでは、次回の日程は、来年1月以降に開催を予定し、時期が近づきましたら事務局か ら開催通知を申し上げるということでよろしくお願いしたいと思います。

以上で協議事項はすべて終了いたしました。皆様方のご協力に心から感謝を申し上げます。

7 閉 会